



岡崎 誠一

Seichi Okazaki

森・濱田松本法律事務所
パートナー 弁護士

1995年 弁護士(日本)登録

2000年 ニューヨーク州弁護士登録

- M&A、国際取引、コンプライアンス・コーポレートガバナンスの分野を中心に25年以上の実務経験を有し、国内外の上場企業・新興企業・ファミリー企業が直面する法務上の課題を幅広く取り扱っています。
- IBA(国際法曹協会)会社法部会 成長企業・非公開企業専門委員会 役員
- 主要取扱い案件：日本電産によるオムロンからの車載電装部品事業の買収、ドイツ系自動車部品メーカーMAHLEによる国産電機(東証二部)の買収、米国系投資ファンド・ローンスターによるPGMホールディングス(ゴルフ場運営会社)の売却など。
- 池田銀行と泉州銀行の経営統合案件、中国信託商業銀行(台湾)による東京スター銀行の買収案件、野村信託銀行による日興シティ信託銀行の買収案件を取り扱った実績があり、銀行・金融機関のM&Aやコンプライアンス問題にも詳しい。
- 社外取締役・社外監査役等の立場で、会社・組織の内部からのガバナンス体制構築支援にも積極的に取り組んでいます。

最近の講演等

- 「事例で考える海外M&Aとベンチャー企業投資のリスクと法務の対応」(国際企業法務協会・2019年2月)
- 「最近の企業不祥事とケースに学ぶコンプライアンス・内部統制システムの構築～法務部門の価値を高めるヒントを探る」(国際企業法務協会・2018年2月)
- 「法務部員が必ず押さえるべきM&Aのポイント」(国際企業法務協会・月例会・2017年2月)
- 「Foreign Direct Investment – Recent trends and limitations in Asia Pacific」(IBA Annual Conference Sydney・2017年10月)

経歴等

- 1992年 一橋大学法学部卒業
- 1995年 森・濱田松本(旧森総合)法律事務所 入所
- 1999年 アメリカ コロンビア大学・ロースクール卒(LL.M.)
- 1999年 Simpson, Thacher & Bartlett法律事務所にて執務(～2000年)
- 2002年 森・濱田松本法律事務所 パートナー(～現在)
- 2007年 一橋大学大学院国際企業戦略研究科講師(担当科目:国際法務戦略)(～現在)

Mail seiichi.okazaki@mhm-global.com

Tel **03-5223-7746**



中野 玲也

Reiya Nakano

森・濱田松本法律事務所
弁護士

2011年 弁護士(日本)登録

2019年 ニューヨーク州弁護士登録

- 国内のM&A案件、組織再編やベンチャー企業への投資案件を数多く扱っており、近時は、AIやデータ関係等の先端技術分野に係るリーガルサービスを提供している。
- 所属事務所のリーガルテックプロジェクトのリーダーとして、AI・ITを用いたシステムの開発プロジェクトに従事している。
- 米国、EU諸国、東南アジア諸国(シンガポール、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナム等)を中心としたクロスボーダー案件を数多く取り扱っている。
- 主要取扱い案件:
 - ✓ 日立製作所による日立国際電気の株式売却
 - ✓ 米国PEファンドによるカルソニックカンセイの買収
 - ✓ トヨタ自動車によるダイハツ工業の完全子会社化、日本生命による三井生命の買収
 - ✓ 大手上場企業によるヘルステックスタートアップへの投資案件
 - ✓ 大手上場企業によるアジア諸国のスタートアップ企業への投資案件 など
- 経済産業省からの委託を受け、デジタルプラットフォーム規制に関する調査を実施。

講演・著作・論文等

- 「AI開発プロジェクトの実務と法務」(経営調査研究会、2019年)
- 「M&Aにおけるデータ・コンプライアンスの実務 (DD編)・(契約編)」(NBL 2019年、2020年)
- 「条解 独占禁止法」(弘文堂 2014年、共著)
- 「外国公務員贈賄規制と実務対応 —海外進出企業のためのグローバルコンプライアンス」(商事法務 2014年、共著)
- 「近時の公開買付け事例における取引スキームの考察—公開買付けと特別配当の組合せ取引を中心に—」(旬刊商事法務 No.2135、2017年、共著)

経歴等

- 2007年 一橋大学経済学部卒業
- 2010年 早稲田大学法科大学院修了
- 2018年 コロンビア大学ロースクール卒業 (Harlan Fiske Stone Scholar受賞)
- 2018年 Weil Gotshal & Manges LLP (ニューヨークオフィス)で執務

Mail reiya.nakano@mhm-global.com

Tel 03-6266-8935

森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO